

平成25年第1回教育委員会定例会議事録

招集日時 平成25年1月22日(火曜日) 午後3時開会/午後4時30分閉会
招集場所 石川県九谷焼美術館2階 ホール
出席委員 上田政憲、石橋雅之、酒谷百合子、畑中直子、旭直樹
会議列席者 掛山事務局長、宮本次長兼学校指導課長、中矢次長兼九谷焼美術館副館長、梶谷教育庶務課長、西出生涯学習課長、中野スポーツ課長補佐、柏田文化課長補佐、寺田図書館長、米屋教育庶務課長補佐

上田委員長 平成25年第1回教育委員会定例会開会宣言
挨拶
それでは議案1号について事務局よりご説明をお願いします。

- 議案第1号 加賀市青少年問題協議会条例の廃止について
- 議案第2号 加賀市図書等自動販売機の適正な設置及び管理に関する条例の一部改正について

西出課長 資料に基づき説明

上田委員長 それでは、質問をお受けしたいと思います。
石橋委員 委員長、質問よろしいですか。
上田委員長 どうぞ。
石橋委員 左の現体制から右の新体制に移るとのことですが、この図を見ると、どうしても加賀市教育委員会と青少年育成協議会、いわゆる青少年の健全育成に関する問題に関しては、社会教育委員のフィルターを通るような印象を受けるのですが、それで間違いないのかということと、社会教育委員あるいは社会教育委員の組織の本来の目的と存在意義をもう一度ご説明願えないでしょうか。

西出課長 フィルターをかけるといいますか、ここに矢印があるんですけども、まず加賀市教育委員会が社会教育委員に諮問いたします。そして加賀市教育委員会は青少年育成協議会の方へ現場の意見を求めるかたちになります。下からの意見が社会教育委員へあがってきて、そこでまとめて意見を加賀市教育委員会にあげるといふかたちになります。フィルターというか、下の方で協議していただいたものを社会教育委員の方でしっかり審議をしていただいた上で答申を行います。下の青少年育成協議会に関しましては、動きやすいような体制を考えました。従来の青少年問題協議会は、市長がトップで、議員さんも入っていたんですけども、実際には活動・実施するところに繋がらず、形骸化してしまいました。そういうのをまとめまして、今後教育委員会に一本化しました。社会教育委員の職務としては、社会教育に関する計画を立案すること、教育委員会の諮問に応じ意見を述べること、それから特に社会教

育委員は、教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定事項において、社会教育関係団体、社会教育指導者、その他関係者に対して助言と指導を与えることができるということで、その社会教育関係団体とか社会教育指導者という部分が、今の青少年協議会にあたるものと理解しております。それから青少年問題協議会の条例なんですけども、地方青少年問題協議会法がありまして、青少年問題協議会は、1. 青少年の指導育成及び適正に関する総合的施策につき、重要事項を調査、審議すること。2. 青少年の指導育成及び適正に関する総合的施策の適切な実施を期するため必要な関係行政機関相互の連絡の調整を図ることとなっております。基本的には、今ほどの青少年問題協議会、あるいは心の教育推進会議の二つの機能を全部網羅して継承し、新しい組織に一体化したいと思っております。

酒谷委員

この青少年問題協議会は首長を会長とするとありますが、この会は委員会があったと思うんですが、例えば毎月定例会をされるとかそういった機能はあるんですか。それと随分昔ですけれども、社会教育委員の方と教育委員会で一回だけ会を持った記憶があるんですけども、ここ何年もないですが、連携というのはこれからこの体制になった場合にどのようなかたちで考えておられますか。

西出課長

今までの心の教育推進会議は、大体年2回ほど開催しておりました。主に各団体に来ていただいて、どのような活動をしているか報告をしていただいて研究協議をしておりました。それと併いまして、インターネットの使い方や危険についての講習会もあわせて開催しておりました。今後の活動といたしまして、基本的には先ほど言いましたように、青少年問題協議会と心の教育推進会議を網羅するかたちでしたいと思っておりますけども、青少年問題協議会は、青少年に関わる環境の浄化が今までの主な活動として、有害図書やインターネット、スマートフォンの問題、あるいは大型店舗とか遊興施設の現状把握を行ってまいりました。心の教育推進会議では、挨拶運動をはじめとするグッドマナーキャンペーンの展開とか、親子の手紙、子どもの生活リズム、行動に関するものなどを行ってまいりました。基本的に新たな組織では、二つの組織で行ってきたものを継承して、将来的には、県が開催しているような青少年育成推進団体や、功労者表彰も含めた啓発活動のできる推進大会のようなものを、皆さんの意見を聞きながら開催していければと考えております。

旭教育長

この青少年問題協議会というのは、自動販売機をどう撤去させるかなど、有害図書の排除を主な任務としていたんです。教育委員会管轄では効力がないので、販売元や業者に撤去してほしいという強制力を持った機関として首長、県であれば知事、市であれば市長レベルで強制撤去に持っていく時代もあったんでしょう。これが功を奏して有害図書の自動販売は加賀市ではなくなりました。おそらく地方ではなくなったのではないのでしょうか。ところが、この件のみで、絶えず首長を頭としているわけで、動きにくいんです。だか

ら自動販売機を撤去したら他に何をするのか。携帯電話とか、有害なパソコンとか、携帯電話を持たせないという運動から、県では条例化されましたけども、そういったことをするんだと思うんです。結局、地方の市や町は動けなくなった。形だけあって委員は任命するけども、ここ 10 年ほど一度も会を開けないという状態になっている。県も同じようなことになっています。同じような問題は起こってないのかというと、問題は山積している。教育委員会側の心の教育推進会議というので、県でも市でもそうですが、グッドマナーキャンペーンをしてあいさつ運動をしましょうとか、そういったことをしている。どっちかというソフト事業ですね。力がどちらにあるかという、青少年問題委員会にあるんでしょうが、実質動けない。本来、加賀市はその両方を生涯学習課が持っていたんです。生涯学習課が首長部局でした。ところが今は教育委員会に入ってきたから、本来、心の教育を推進するだけでいいんですが、自己分離を起こしている。一つの課が2つの機関を持っているのはおかしいので、一本化した方がいいということで教育委員会の諮問機関、意見を述べることができる委員会は社会教育委員です。あと色々な文化審議会などありますが、教育委員会に意見を述べることはできません。社会教育委員の場合は、報告することができる、意見を述べることができる、教育委員会の審議決定機関の位置付けなんです。法律で認められている学校教育以外の目的を持った継続的な教育活動をする場所、学校教育以外で目的を持った長期にわたる計画性を持った教育活動は社会教育になる。だから婦人団体の活動、公民館の活動、PTA の活動、青年団などですね。お花の会であるとか、趣味の会などは教育活動ではないので生涯学習課でやってもらえばいいが、社会教育というものが案外と生涯学習と混同されてしまう。あくまでも社会教育と名がついているものは、教える側と教えられる側がおりますから、ただ、カリキュラムがあって1限目は何をするというのはいないですけども、社会教育というのは非常に大事であって、学校教育を補完するものと位置付けております。青少年をめぐる有害環境浄化ですね。これをしているところは社会教育です。学校の敷地内で朝8時から午後5時まで預かるのが学校ですから、それ以外の24時間のうち3分の2は家庭と地域で行われるわけです。そこは社会教育委員に担ってもらわないといけないということで、そういうところで起こる問題については、社会教育委員で審議してもらって意見を言ってもら方がいいのではないかと。そうすると、ここの元締めになる実施機関をどうするか。それは今二つあったものを一つにしたらどうかということで、青少年育成協議会とした。ここで問題なのは、青少年というのは何を指すのか。厚労省と文科省では定義が違うわけです。県でもそうです。青年というのは35歳まで青年なんです。ところが青少年というと、文科省では18歳未満、20歳未満という場合もあります。肉体的な医療分野では25歳未満と定義がバラバラなんですね。いろいろありますけども、加賀市でいう青少年とは高校生まです、18歳までをさします。これは文章化し

ませんけども、小・中・高校生までを睨んだ、我々の管轄の中で環境浄化、環境を整えていくとしたら、そういうことに携わっておられる団体はどこかといったら、たくさん出てきたんです。こういう団体に協力を願って、できることをやっていく。具体的にグッドマナーをやっているんですけども、社会教育委員の会議は年3回ありますから、それ以外にできることがあれば協議し、意見を言ってもら。教育委員5人が最終的に合議し、決断していく。問題なのは下にある小中校長会・PTA・保育園その他ありますが、教育委員会管轄外のところはお知りおき願いたい。保育園がそうですね。それから児童センターもこども課ですね。青少年健全育成連絡協議会は、酒谷さんも属されておられますが、これは警察です。それから民生児童委員会も教育委員会ではありません。地区指導員連絡協議会は教育センターとって、学校指導課の宮本次長の下にある補導體制です。山中のお祭りにでも行くと、3つくらいのグループの補導員が「ご苦労さん」と言いながらすれ違っていますね。この辺を、加賀市青少年育成協議会を通して整理した方がいいのではないかと。警察の補導員の方もおられるし、教育委員会が委任状を出している地区指導員連絡協議会もあります。その他に片山津、山中独自の補導員もいるということで、最初に書いた「一元化」と「効率化」「有効化・迅速化」の現実をとって動いた方がいいのではないかとということでこういった提案をしました。

上田委員長
掛山局長

掛山局長どうぞ。

一つだけよろしいでしょうか。青少年問題協議会での具体的な実務、加賀市内で有害図書認定の仕事が一つ残るんです。青少年問題協議会の中で、有害であるか決定するんですが、その仕事を審議会機能として社会教育委員に持たせるというのが、今の改正の部分なんです。青少年問題協議会は実態上機能していないということで、この際一つの機能する組織にしようということですが、条例上残っているものは社会教育委員に持たせましょうという意味合いです。酒谷委員さんが言われたように、社会教育委員と教育委員は諮問、答申する関係ですから、今後はやはり情報交換をしていくべきだと思っております。それは教育振興基本計画の中でも謳っている内容で、必要に応じて、例えば青少年問題のお話とかは社会教育委員と情報交換していくべきだと事務局としては考えております。

上田委員長

一つお聞きしたいんですけども、新体制に移行するということで、確かに一元化・効率化・有効化・迅速化されると思うのですが、この社会教育委員はどなたがしているのか見てみましたら、市の条例では5人なんですね。実は4月にいただいた資料を見たら、平成24年、25年の加賀市社会教育委員は何人もいらっしやる。この辺りの説明をしていただけますか。

西出課長

社会教育委員は5名なんですけども、どの資料でしょうか。

上田委員長

こちらです。

西出課長

これは候補団体ということで、この中から選んでおります。校長会で山代の

校長先生、それから公民館長さん、こども会の酒谷さん、PTAの母親委員会の浜野さん、山中の青少年健全育成連絡会の中谷さんです。議長さんは中谷さんです。

上田委員長 　ただ、5人でこれまでより仕事が増えるので大変かなという気持ちもあって、どんな方がなっているのかという思いもあってお聞きしました。

西出課長 　あと、社会教育委員の活動も従来までは4月のはじめに計画し、3月頃に報告ということで年2回開催していましたが、委員さんの方からもう少し充実をということで、3回目を真ん中におきまして、今度は桑村先生に来ていただいて社会教育委員の質の向上ということで研修会等を重ね、テーマを持った学習を行いたいということで協議をさせていただいております。5人ではこの業務を足しますときつくなると思いますので、行く行くは増員したいと考えております。以上でございます。

上田委員長 　他に何かございますか。まだこれに条例規則その他、これに伴って何か変更の可能性はありますか。

西出課長 　先ほど言いました、教育委員会の規定と心の教育推進会議の要綱で、ここにある分だけです。

上田委員長 　わかりました。それでは議案第1号、2号、追加資料も含めまして、承認に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全委員 　全員挙手

上田委員長 　ありがとうございます。全員一致で承認されました。それでは、議案第3号について説明をお願いいたします。

■ 議案第3号 加賀市社会体育夜間照明施設条例の一部改正について
中野課長補佐 資料に基づき説明

上田委員長 　これにつきまして、ご質問、その他よろしいですか。はい、石橋委員。

石橋委員 　撤去理由は何でしょうか。

中野補佐 　一番の理由といたしましては、利用がほぼゼロになってしまっていて数年経過しているということと、それに伴って当然通電しなくなりまして、この2施設に関しては数年経過しております。やはり学校のグラウンドの中にある施設、ちょうどグラウンドのフェンス上にあるものではなくて、土の部分に照明が立っておりまして、経年劣化しております。台風のように強い風が吹いたりしますと、上に乗っている投光器であったり、それに伴い安定器、トランスというものですけども、かなり重量のあるものが高い電信柱の上に乗っていますので、児童の危険を考えますと撤去することが必要であると考えておりまして、本年度は撤去させていただきました。

上田委員長 　わかりやすい説明ありがとうございます。他に何かございますか。

石橋委員 　追加で質問よろしいですか。撤去理由の一つは、ここ数年使われていなかったと、通電しなかったけれども特にクレームというか要望がなかったということでご

ございますが、もう一点で、老朽化が進んでいるという話がありました。これに関して2か所だけ老朽化が進んでいるとは思えないのですが、その他の老朽化をどこまで把握しておられるか、あるいは今後修復の予定があるのかお聞きしたいのですが。

中野補佐 夜間照明施設に関しましては、各施設の管理を点検委託しております、その報告を年2回受けております。中々予算的にも厳しい面はございますが、その必要性といたしますか、業者と順位を相談しながら改修を順次進めております。特に利用の多い学校、施設に関しましては、要望も強くございますので今後もそのかたちで対応していきたいと思っております。以上です。

石橋委員 私の記憶では、山中小学校にも河南小学校にも確か照明はあったと思うのですが、それはまた別でしょうか。

掛山局長 本来ここに山中もあるんですが、今回の説明は黒崎と庄だけだったもので、その部分だけを印刷しました。ただ、スポーツ課の方ではきちっと点検もしておりますし、利用状況の少ないところは順次見ていきます。この中でも年に1回くらいしか使わないところが他にもあるんです。その辺はもっと効率を考えて、今後廃止する予定もございます。実際、ここに橋立中学校が載っていますけども、工事の関係でついておりません。今後、利用がないということであれば、そのままつけずに来年ぐらいに廃止していくことになります。

上田委員長 石橋委員、よろしいでしょうか。

石橋委員 抜粋されたということですね。

掛山局長 そうです。今回関係する部分だけ載せさせていただきました。

酒谷委員 ちょっとお聞きしてもいいですか。この使用というのは、例えば山代でしたら山代地区の方々が使用するのですか。

中野補佐 使用に関しましては、大聖寺グラウンドも含め、市外の方であってもどなたでも利用できます。

酒谷委員 余談なんですけど、やかましいと近所から苦情が出るそうで、山代小は使えないと随分前にお聞きしたのですが本当ですか。

掛山局長 そういうことはないです。ただ、近所の方から苦情はもちろんあります。夜に電気が煌々についているとか、うるさいとか苦情は受けますけども、しょうがないですね。利用者の方に注意喚起はします。静かにしてもらおうようお願いはしております。

酒谷委員 ありがとうございます。

上田委員長 他にはありませんか。では、議案第3号につきまして、ご承認される方は挙手をお願いいたします。

全委員 全員挙手

上田委員長 ありがとうございます。それでは、報告案件に移りたいと思います。報告第1号について説明をお願いします。

■ 報告第1号 平成24年度加賀市立小中学校卒業式への出席について
宮本次長 資料に基づき説明

- 上田委員長 これについていかがですか。みなさんご都合はよろしいでしょうか。
- 旭教育長 一ついいですか。事務局の方で告辞を作ってくれているんですけども、県立高校は3月の下旬、3日頃まで卒業式があるので、そこに必ず県教育委員会の告辞が載ります。市レベルの小学校と中学校では、非常に苦勞すると思いますが、これを一応参考にしてください。要望です。
- 宮本次長 要望はお受けいたしました。ただ、3日ですね。
- 旭教育長 多分3日から5日の間だと思いますが、ぎりぎりですか。
- 宮本次長 そちらにお渡しする期限があるかなと思います。その週のうちに持って行くのは失礼かと思いますので、前週にはお渡ししたいと思います。小学校はまだ時間がありますので構いません。
- 上田委員長 参考にできるものがあればお願いします。
- 宮本次長 私も載っているのは知りませんでしたので、参考にさせていただきます。
- 旭教育長 私が教育長になってからのパターンですので、おそらく前の石橋委員長さんにご自分で話されていたのではないですか。告辞を読んでいたか。
- 石橋委員 読んだことありますけども、私はほとんど読んでおりません。自分で喋っています。
- 上田委員長 県立の学校ですから全部同じです。
- 石橋委員 告辞と祝辞の違いを認識していない校長先生方もおいでるようで、教育委員からの祝辞とおっしゃることがあります。
- 宮本次長 そういう認識がない方もおいで、教育委員会は告辞であり、市長がお話になるときは祝辞であるということを、校長会で私の方から活字にして出しているのですが、再度間違いのないよう伝えます。多分、小学校ではないかと思います。中学校ではあまりないと思いますが、小学校の場合は、何年に一回いらっしゃるということで間違ってしまうのではないかと思います。
- 石橋委員 祝辞と告辞の違いは何ですかと、私が聞いたこともあります。教育委員会の分掌しているところを集約しているものを学校に対して言う言葉と、市長の立場の内容は違って当たり前なんだと思いますが、文言を読むと、結局子ども達に必要な心構えであるとかを話すことが多いので、内容に差はないと認識しております。特に卒業する子ども達には、正直自分の思いを伝えたいという気持ちもありますので、ほとんど卒業式は自分で勝手に喋っています。そのことだけはお許しをいただきたい。そんな思いで喋っていることをお伝えしておきます。
- 宮本次長 はい、ありがとうございます。今、おっしゃった通りなので、ただ、告辞ですから教育委員会として卒業することを認めるということもありますので、その文だけは入れさせていただいて、あとはいろんな言葉で結構かと思います。

旭教育長 寺前市長さんが行かれる学校には、特に指導しておいてください。これは祝辞です。子どものためになればというその一点はわかるんですが、けじめと言葉の使い方がありますから、それから立場もありますし、それは学校側もわかってやってもらわないといけない。

上田委員長 儀式ですからね。

旭教育長 司会者は一緒くたにはしてはいけません。教育委員会の告辞は先に喋ります。市長は祝辞ですから後になります。それは失礼でも何でもありません。

畑中委員 すみません、私の知り合いが山の中出身なんですけども、暴れん坊で卒業式に出してもらえなかったという話を聞いたことがあるのですが、今でもそういうことがあつたりするのでしょうか。

宮本次長 あるかどうか私は把握できませんけども、卒業式というのは、個人個人が義務教育の課程を卒業するので、基本的には全員出席させてその場を祝います。ただ、学校の中で、これまで教育的指導を続けてきた中で、どうしても選択の余地がないということがあったときに、学校によって過去にはそういう判断を下したときもありますし、あるいは自ら出席を拒んだということもあったようですが、ここ最近で卒業式に出席させないということはないです。ある程度は改めさせて、その上で出席させます。ある程度というのは大体想像がつくかと思いますが、それに相応しい姿と心構えを指導して出席させます。

旭教育長 今求められているのは、毅然たる学校の式典に臨むときの態度ですね。子どもだから何でも自分の我儘で、出席できるという考え方を通してはいけません。体罰はいけませんよ。今までそれがみんな子どもだからと許されてきたのが、日本の戦後教育だと私は思います。フィンランドへ行ってきましたが、フィンランドではきちっと明記されている。子どもは勉強しなければならない義務がある。しななかった子は罰則があるし、落第まであります。その代わりにみんな保障します。それから、保護者は子どもを監督する義務がある。学校の規則を守らせる義務があると明記してあるんです。日本はそこがものすごく甘い。子どものみの要求を、子どもの人権だと、学校はそういう子をみんな許容しているからいけない。卒業式に出さないと言っているわけではない。このルールを守って出てくださいと言っているのに、髪を茶色にしてきたり、真っ赤な服を着て卒業式に出るんだと、それは待ちなさいと、それは常識だと思います。畑中委員が言いました、暴れん坊というのがどの程度かわかりませんが、葬式へ行くのに赤いジーパンで行ったら響きを買いますよ。結婚式に喪服で行ったら問題ですよ。これは法律で決まっていなくても、感覚であり、空気であり、道徳、これを教えていかないといけないと私は思います。だから、かたちだけでそれを押し通してきたのは間違った教育だと思います。この辺はしっかりこれから直していける、毅然たる対応を作っていないと子どものためにならないと思います。ということで、卒業式、その他については一つのイニシエーションといいですか、事例

ですけれども、やるべきことをやった後に、謝恩会なり子どもはいっぱいはじめてほしい。それをみんな一緒に、僕らの卒業式だと一度揉めたことがあります。主人公は子どもじゃないかと。これは誕生日祝いと一緒に、本来親に感謝する日であって、卒業式は先生に感謝する日なんです。私はそう思います。これは私の私見ですけれども、子どももお祝いするけども、感謝する日であるとお互いわかり合えるような式典に持っていくことが教育委員会の仕事だと思いますから、それは学校と協力していい式典になるように図っていきたいと思います。

上田委員長 その他よろしいでしょうか。それではその他に入りたいと思います。その他(1)について説明をお願いします。

■ その他(1) 古九谷産地論争紹介 DVD の完成について (試写あり)

中矢次長 資料に基づき説明

上田委員長 ただいまの件について何かございませんか。

石橋委員 Youtube にアップしたのはいつですか。

中矢次長 11日の夕方にアップしました。

石橋委員 Youtube にしかアップしないのですか。他にもニコニコ動画とかいろいろありますが。

中矢次長 今のところ Youtube だけです。

上田委員長 他によろしいですか。では、その他(2)について、これも中矢次長、報告をお願いします。

■ その他(2) 「古九谷再興物語 青手九谷 吉田屋の魅力展」(中間報告)について

中矢次長 資料に基づき説明

上田委員長 これにつきまして何かご質問ございますか。ないようですので、その他何かございますか。

梶谷課長 先ほどの夜間照明施設ですけれども、山中小学校、河南小学校、菅谷小学校は入っております。山代小学校は入っておりません。廃止しております。それから今回の議案は、定例会が第1回になりましたので、第37号が第1号になります。訂正させていただきます。報告も同様に第1号になります。申し訳ございません。それから損害賠償請求の控訴状が、本日書留で届きました。原告から加賀市及び保護者に対しまして控訴されます。今後、弁護士事務所に相談しまして、口頭弁論の期日が3月11日、ちょうど本会議の日なんですけれども、その1ヶ月ほど前に反論書を裁判所に出さなければいけないので、早急に教育委員会と顧問弁護士と会合を進めまして、提出ということになります。今後、経過等につきましては、また説明いたしますけれども、とりあえ

ず本日届きましたので、控訴状と控訴理由ということでお手元にお配りさせていただきます。以上でございます。

上田委員長 他に何かございますか。

梶谷課長 次回の日程ですけども、2月19日の午後3時半でよろしいでしょうか。

全委員 はい。

梶谷課長 ではこの日程でお願いいたします。

古九谷産地論争紹介 DVD 試写

上田委員長 これをもちまして平成25年第1回教育委員会定例会を終了させていただきます。

以上、会議の顛末を記載し、会議録を作成する。